

返戻金制度に関する事項

当社は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期離職した場合、手数料の一部を返戻するもの）を設けています。詳細は以下のとおりです。

求職者が入社日より下表の勤続日数以内に自己都合により退職した場合、または求職者の責に基づく事由により解雇された場合（法的に正当な理由が認められる解雇に限る）は、紹介料のうち、勤続日数に応じた下記の割合に相当する額を、求人者が指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還する（振込手数料は当社の負担とする）。

また、求人者は求職者が入社後90日以内に退職した場合その旨を当社に伝えるものとし、退職から30日を超えた後に連絡を受けたものに関しては、返金しないものとする。

勤続日数	返還する紹介料の割合
入社後30日以内	100%
入社後60日以内	70%
入社後90日以内	50%

宮崎県宮崎市橘通東4丁目7-28
TOKIWA30ビル 2階

株式会社ライトライト